事項評価数値が870点以上（Ａ等級）であり、また「電気工事」に係る経営事項評価数値が870点以上（Ａ等級）又は「電気通信工事」に係る経営事項評価数値が870点以上（Ａ等級）のいずれかであり、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。ただし、複数の企業が分担して業務を行う場合には、それぞれの企業が分担する業務において「建築一式工事」に係る経営事項評価数値が1,200点以上、「土木一式工事」に係る経営事項評価数値が990点以上（Ａ等級）、「管工事」に係る経営事項評価数値が870点以上（Ａ等級）であること。また、「電気工事」に係る経営事項評価数値が870点以上（Ａ等級）又は「電気通信工事」に係る経営事項評価数値が870点以上（Ａ等級）のいずれかであり、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。

② 各建設企業が担当する工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき許可を有して営業年数が５年以上ある企業であること。

③ 単体又は複数のうち、「建築一式工事」を担当する企業にあっては、平成22年４月１日から入札公告日までに次の㋐又は㋑のうち、いずれかを施工した実績を有すること。

㋐ 元請けとして完成・引渡しが完了した工事であって、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数３以上かつ延べ面積が１棟あたり6,000㎡以上の新設建築工事。

㋑ 防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の５職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事（以下、「総合発注工事」という。）の一次下請けとして完了した工事であって、構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数３以上かつ延べ面積が１棟あたり6,000㎡以上の新設建築工事。

④ 次の基準を全て満たす建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができる企業であること。なお、本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

㋐ 平成22年４月１日から入札公告日までに次のａ）又はｂ）のうち、いずれかを施工した経験を有すること。

ａ）元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の内装改修又は新設建築工事のいずれかの工事。（契約工期のうち準備工期間及び工事完成検査後、後片付け等のみが残っている期間を除いた期間（以下、「現場施工期間」という。）の１／２以上の期間の経験を有していること。）ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

ｂ）防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、建物の内装改修又は新設建築工事のいずれかの工事。（現場施工期間の１／２以上の期間の経験を有していること。）ただし、工事成績の評定点が65点未満のものを除くものとし、工事成績のない工事については、検査に合格している証明をもって65点以上の工事とみなす。

㋑ 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係があること。恒常的な雇用関係とは、３か月以上の雇用関係があることをいう。

㋒ １級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のものをいう。

ａ）一級建築士の資格を有するもの。

ｂ）これらと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定したもの。

㋓ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

キ 工事監理に当たる企業（以下「工事監理企業」）は次の要件を満たすこと。

① 防衛省における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務において「建築」にあっては「Ａ」の格付を受け、かつ「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」にあっては「Ａ」又は「Ｂ」の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。なお、複数の企業が分担して業務を行う場合には、「建築」を担当する企業にあっては「Ａ」の格付を受け、「土木」、「電気」、「機械」及び「通信」を担当する企業にあっては「Ａ」又は「Ｂ」の格付を受け、近畿中部防衛局に競争参加を希望していること。

② 単体又は複数のうち、「建築」を担当する企業にあっては平成27年４月１日から入札公告日までに次の㋐又は㋑のうち、いずれかを履行した実績を有すること。

㋐ 元請けとして完了又は引渡しが完了した、国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した業務のうち、次に示す業務実績。

ただし、業務成績の評定点が65点未満のものを除くこと。なお、業務成績のない業務については、検査に合格している又は業務が完了している証明をもって65点以上の業務とみなすものとする。

㋑ 防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了又は引渡しが完了したもののうち、次に示す業務実績。

ただし、防衛省発注の総合発注業務の再委託として完了した業務において、業務成績の評定点が65点未満のものを除くものとする。

・業務実績：構造が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で、地階を除く階数３以上かつ延べ面積が１棟あたり6,000㎡以上の新設建物の工事監理業務。

③ 工事監理に従事する責任者として、次の要件を満たす管理技術者を配置することができること。

㋐ 一級建築士の資格を有する者であること。

㋑ 入札公告日の時点で申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。恒常的な雇用関係とは、３か月以上の雇用関係があることをいう。

㋒ 大学卒業後13年以上、短大・高専卒業後18年以上、高校卒業後23年以上のいずれかの実務経験を有する者。

④ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

ク 維持管理に当たる企業（以下「維持管理企業」という。）は１社とし、次の要件を満たすこと。

① 令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」の「建物管理等各種保守管理」において「Ａ」又は「Ｂ」の格付を受け、競争参加地域を「近畿」としている企業であること。

② 平成27年度以降において、元請けとして完了または引渡しが完了した業務のうち、本事業における公務員宿舎と同じ123戸以上の住宅の維持管理業務実績を有する企業であること。

３ 入札手続等

⑴ 担当部局　近畿中部防衛局総務部契約課
〒540―0008 大阪府大阪市中央区大手前４丁目１―67　電話番号：06（6945）5741
電子メールアドレス：
keiyaku-kc@kinchu.rdb.mod.go.jp

⑵ 入札説明書等の交付期間及び場所

ア 交付期間：令和７年８月28日から令和７年12月18日まで（行政期間の休日に関する法律（昭和）63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政期間の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く。）の毎日、午前９時から午後６時まで。（ただし、最終日は正午まで。）

イ 交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンター
https://www.dfeg.mod.go.jp/